2022年2月1日

去る2021年10月22日(金)に開催いたしました、中央門徒戸数調査委員会による東京教区説明会につきまして、下記のとおり報告いたします。

中央門徒戸数調査委員会による東京教区説明会【報告】

【期 日】2021年10月22日(金)

【会 場】真宗大谷派宗務所、東京教務所(地階大会議室)及び Zoom

【出向者】中央門徒戸数調査委員会

菊池弘昭委員長・藤井秀昭委員・荷堂岳委員

事務局

(組織部) 延澤栄賢部長・白河祐亮次長・荒川清和次長・蒲池誓次長・藤堅慈主事

【対象者】東京教区門徒戸数調査委員会委員

[出席者] 47 名 (来館 12 名、Zoom35 名)

【日 程】14:00 開会 藤田哲史教務所長挨拶

14:10 委員紹介

14:15 開会挨拶【菊池委員長】

14:20 第4回門徒戸数調査についての説明

15:30 質疑 代表質問(渡辺智香教区門徒戸数調査委員長)及び一般質問

17:15 閉会 渡辺智香教区門徒戸数調査委員長挨拶

【質疑 (要旨)】

代表質問

Q:①調査結果の公開等について

第4回中央門徒戸数調査結果の使用並びに公開の議決について、他教区の状況をお聞かせいただきたい。公開や使用について議決がなされなかった教区があるのであれば、そのことをどう受け止めているのか、中央門徒戸数調査委員会の考えをお答えいただきたい。また、必要ならば更なる条例改正を検討いただきたい。

A:公開が23教区(小松・大聖寺以外)で、使用が19教区(山形・三条・高田・小松・大聖寺・山陽以外)で議決されたと聞き及んでいる。中央門徒戸数調査委員会としては、公正性・透明性に鑑み、予てより全教区が自主的に公開いただきたいと考えている。公開を必須とするための条例改正に言及されているが、真宗大谷派という宗派のあり方として強制

はなじまないものと思われる。御依頼割当基準策定委員会からの答申内容も踏まえ、今後 協議をいたしたいと思うが現時点での見解をご理解いただきたい。また、事務局を通して 未公開の2教区については、公開への働きかけを続けていく。

Q:②調査結果の御依頼割当基準への反映について

宗務改革(行財政改革)の内局案では門徒戸数調査結果を10割使用した割当基準による 御依頼について述べられている。第4回調査結果が御依頼割当基準の根拠として耐えうる ものとなるのか、中央門徒戸数調査委員会の考えをお答えいただきたい。

A: 教区説明会後に組での説明会で利用いただけるような説明映像を初めて作成し、各寺院からも宗派 HPより選択し、視聴いただくことができるような工夫を、コロナ禍の現状にも鑑みて行っている。このたびの第4回調査は、今後の宗門の将来像を担う分水嶺となる大切な宗門の基幹調査であり、前回調査よりもさらに公平性、公正性、透明性が高められた調査結果となるよう説明を尽くし、取り組みを推進してまいりたい。教区の方々にも、教区及び組調査委員会が前回以上に連携して数値精査に取り組んでいただきたく思う。

Q:③各教区集計結果の点検精査について

条例改正により、集計結果の点検精査について明文化されたが、各教区 において条例に定められる点検精査が、言葉だけでなく実効性があるものとして実働していくために、どのような策を講じておられるのかをお聞かせいただきたい。

A:中央調査委員会では1ヵ寺毎の数値について言及することはないので、教区及び組調査委員会での点検精査が肝要となる。継続点検の充実が可能となる環境づくりに対して、中央委員会がどのようなアプローチができるのか考えていきたい。また、東京教区の基準値寺院の設定など、教区独自の取り組みについて聞き取りを行い、全国で共有される仕組みを作りたいと考えている。

Q:④調査実施の時期について

東京教区の現状では、5年に一度の調査では実情を反映できているとは言い難く、よりスピード感をもった調査実施が求められている。調査の合理化・簡素化を進め、その時々の数値を正確に把握できる調査となる取り組みが必要な状況にあると考えるが、中央門徒戸数調査委員会の受け止めをお聞かせいただきたい。

A: 寺院を取り巻く環境、特に首都圏や各都市圏に所在する寺院については目まぐるしい変化が5年の間にあると思われる。今後、門徒戸数調査においてもIT技術を活用すれば、集計や分析等も瞬時に出来ることから合理化及び簡素化が図られ、ひいては短いスパンでの実施が見込めると思う。ただし、署名捺印をどう扱うかなどクリアすべき問題はあるが今後も検討していきたい。

Q:⑤前回調査との変動率目安について

変動率の目安を提示することは、恣意的な戸数の調整につながる可能性が危惧される。各 教区に対して事前に目安の提示をおこなわないことはもちろんのこと、慎重に取り扱いい ただくよう要望する。 A: 教区より問い合わせがあった場合、教区調査委員会の範疇に限り口頭でお伝えする予定である。あくまでも教区調査委員会での点検精査における目安に限定して取り扱うようお願いしたいと思う。

一般質問

Q:各設問の係数の根拠及び決定に至った経緯等を教えていただきたい。

A:中央門徒戸数調査委員会において、第1回門徒戸数調査以前に行われた 全国の聞き取り 調査及び予備調査での結果を総合的に判断して、中央門徒戸数調査委員会で決定した。門 徒は1戸でしかカウントされないはずだが、財の負担を応分に果たすための係数であると ご理解いただきたい。また、都度の係数変更は、比較が困難となるため、第1回調査時に定 められた係数を継続して使用している。

Q: どこのお寺にも所属していない方の法事・報恩講・月参り等の一部(1回)だけ行っているだけで、設問1-①で回答することが必要な理由をお答えいただきたい。

A: 実施要項9頁の設問1-①に該当する場合の「3」に記載のとおり、法事・報恩講・月参り等の一部を行った場合についても、設問1-①での回答をお願いしてきている。今回も設問1-①で回答いただくようお願いしたい。

Q:設問3にある、「他の寺院に所属する」ということの定義をお示しいただきたい。また、時代変化に応じた設問の変更も視野に入れて検討いただきたい。

A: 実施要項15頁設問3の説明にあるように「他教区・他派の寺院に所属する門徒、または他宗の寺院に所属する檀信徒」が定義となる。この定義に基づき、できるだけ実情に則して申告いただきたい。なお、設問の変更については、ご意見としてお受けするが、宗派の基幹調査として継続して実施しているので、設問の変更及び追加については慎重に協議する必要があることをご理解いただきたい。

Q:前回の調査結果を目安に、今回の調査の妥当性を判断すると思われるが、コロナ禍によって前回より数値が減少することが予測される。組調査委員会での精査においての、変動・減少の判断基準をお示しいただきたい。

A:○%減ならダメと言うことは一切ない。調査期日に実数を申告いただき、妥当性を明確に 説明いただきたい。

Q:設問1-③の文言や距離についての理解が統一しにくい。全国で統一された理解となるよう、文言訂正されないのか。

A:誤解は距離優先に認知されたことに由来するが、法務の縁によることが前提である。他府県遠方であっても、護持会費の納入や、門徒名簿に記載されているのか、法務の関係性があるのかという点で了解されるべきであり、決して、50キロ以上(遠方門徒)を区分して記入する質問ではない。また、今回の調査で表現を改めた点として、P11の最初に、遠隔地であっても通常の法務を行っている門徒は、設問1-①で回答すると明記している。

Q:第4回の調査や割当基準策定にあたって、他宗他派の調査などを参考にしていることはあるのか。

A:他宗他派を参考にしたことはない。宗祖の教えに生きる宗祖のお預かり門徒によって、宗 門が成り立っているということであり、それは大谷派教団の強みであると思う。歴史の中 で真宗の形成がご門徒の浄財によって成り立っていることがこの門徒戸数調査で表れてい る。

Q:組の説明会について坊守や門徒の参加を強調しているが、住職のみ参加する組が前回もあった。教化事業・研修会と異なり、財の協議の場に女性の参画が少ない。今後宗門において検討すべき課題でないか。

A:女性の参画については、必ずしも何か特別な役職を担って参画いただくということではなく、むしろどこの場でも参画していただけるよう今後の課題としていきたい。

Q:本調査への内局の覚悟が感じられない。それは寺院にも雰囲気が伝わってしまう。本調査 への内局、中央門徒戸数調査委員会の覚悟をお聞かせいただきたい。

A: 内局として伝える姿勢を示していただきたいとの意見と受け取る。中央門徒戸数調査委員会として対面でできない苦悩はあるが、教財一如の一点に立ちながら、寺族門徒一丸となって調査に臨みたい。また、分限をはっきりさせる中で、願いと趣旨を伝えられる場を設定することをきっちりと内局に進言する。

以上